

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成24年1月26日(2012.1.26)

【公開番号】特開2011-15287(P2011-15287A)

【公開日】平成23年1月20日(2011.1.20)

【年通号数】公開・登録公報2011-003

【出願番号】特願2009-158953(P2009-158953)

【国際特許分類】

H 04 L 12/44 (2006.01)

【F I】

H 04 L 12/44 300

【手続補正書】

【提出日】平成23年12月7日(2011.12.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0060

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0060】

次に、ステップS412において、プロトコル制御部311は、テーブル管理部200に対してMACアドレステーブルクリア処理を要求する。MACアドレステーブルクリア処理についての詳細は後述する。ステップS414においてプロトコル制御部311は、MACアドレステーブルクリア処理を待つか否かを判断する。MACアドレステーブルクリア処理を待たない場合は、処理を終了する。一方、MACアドレステーブルクリア処理を待つ場合は、処理終了まで待機した後、処理を終了する(ステップS416)。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0073

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0073】

C. 第3実施例：

図25は、第3実施例におけるスイッチ10bの概略構成を示す説明図である。図6で示した第1実施例との違いは、面番号管理テーブル100の代わりに面番号管理テーブル100bを、面番号テーブル560の代わりに面番号テーブル560bを、フラッディング指示テーブル580の代わりにフラッディング指示テーブル580bを、プロトコル制御部311～313の代わりにプロトコル制御部311b～313bを備える点であり、他の構成については第1実施例と同様である。プロトコル制御部311b、312b、313bのそれぞれには、他のプロトコル制御部に制約されない形で、予めキー項目が定められている。具体的には、例えば、第1のプロトコル制御部311bのキー項目はポート番号、第2のプロトコル制御部312bのキー項目は装置内VLAN番号、第3のプロトコル制御部313bのキー項目はポート番号と装置内VLAN番号の組み合わせとすることができる。また、第1のプロトコル制御部311bのキー項目はポート番号、第2のプロトコル制御部312bおよび第3のプロトコル制御部313bのキー項目は装置内VLAN番号、のように、複数のプロトコル制御部間で同じキー項目を使用してもよい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0076

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0076】

図28は、第3実施例における面番号管理テーブル100bの一例を示す説明図である。図19に示した第1実施例との違いは、キー項目として、ポート番号FMP Tに加えて、装置内VLAN番号FMS Nを備える点のみであり、他の構成については第1実施例と同様である。このため、図18のステップS410において、受信した制御フレームFMのヘッダ情報等から識別されるプロトコルを処理すべきプロトコル制御部（プロトコル制御部311b～313b）は、MACアドレステーブル570をクリアする条件として、自らに定められたキー項目と、キー項目中の要素を識別するための情報とを通知する。例えば、第1のプロトコル制御部311bの場合は、「ポート番号」という項目と、具体的なポート番号を通知する。通知を受けたテーブル管理部200は、プロトコル制御部311bから通知されたキー項目等に基づいてMACアドレステーブルのクリア処理を行えばよい（図20）。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0077

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0077】

このように、第3実施例においては、各プロトコル制御部311b～313bには、他のプロトコル制御部とは独立したキー項目を定めることができる。このようにすれば、複数のプロトコルの制御が可能なネットワーク中継装置において、テーブル管理部の振る舞いを変えることなく適用例1と同様の効果を得ることができる。